

児童手当を受給している子育て世帯の方へ大切なお知らせ

令和5年度射水市子育て世帯への 臨時応援給付金のご案内

射水市では、物価高騰の影響を特に受けている子育て世帯を応援するため、児童手当を受給する世帯（0歳～中学生のいる世帯）に対し、児童一人当たり1万円の給付を行います。

1. 支給対象者

■令和6年1月分の児童手当受給者 ※特例給付の方は対象外

申請不要

①射水市から令和6年1月分の児童手当を受給している方
(公務員以外)

※児童手当振込口座に自動的に振込みます。

※1月下旬に振込案内を送付いたします。

申請必要
※郵送可

②勤務先から令和6年1月分の児童手当を受給している
公務員の方

※令和5年12月31日時点で射水市に住民票のある
受給者に限ります。

※市HPより「令和5年度射水市子育て世帯への臨時応援
給付金申請書(請求書)」を印刷・記入の上、「公務員児
童手当受給状況証明欄」に勤務先で証明を受け、「振込
先金融機関口座確認書類」を添付し申請してください。

申請期間：令和6年2月1日(木)～令和6年3月8日(金)

2. 支給額

児童1人当たり一律 **1万円**

【申請先】 ☎939-0294 射水市新開発410番地1 射水市役所本庁舎

射水市役所 子育て支援課 児童福祉係

Tel: 0766-51-6629



市HP：<https://www.city.imizu.toyama.jp/event-topics/svtopidtl.aspx?servno=27440>